

議答申個第2号

平成12年6月6日

生駒市長 中本幸一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下村敏博

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成12年5月26日付け生都第54号で諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

生駒市個人情報保護条例第9条第1項第6号及び第2項の規定により、審議会の意見を聴くこととされている事項

〔内容〕

「平成12年度 第4回京阪神都市圏パーソントリップ調査」の実施に伴う個人情報の提供について

答 申

審 議 案 件	「平成12年度 第4回京阪神都市圏パーソントリップ調査」の実施に伴う個人情報の提供について
審議会の意見	<p>1 個人情報を提供することについては、次の意見を付けた上で適当なものと認める（第9条第1項第6号）。 〔附帯意見〕 調査員に対し守秘義務についての指導を徹底するなど資質の向上に努めるとともに、調査対象者に本件調査への協力は任意である旨を周知することを要望する。</p> <p>2 個人情報を提供した場合の本人への通知については、要しないものと認める（第9条第2項）。</p>
審 議 内 容	<p>本審議会は、本件を慎重に審議した結果、提供先が公共団体である奈良県であること、奈良県では個人情報保護条例が制定され本年10月から施行されることを含め、本件により提供する個人情報の管理、利用形態が適正であること、利用目的に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること、他の方法によることが困難であること、また、当該個人情報の本人には調査票が配布されることにより知られることになることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
審 議 日	平成12年5月31日
個人情報取扱事務の名称	住民基本台帳に関する事務及び外国人登録に関する事務
提供する個人情報の項目	<p>1 住民基本台帳から無作為で抽出した世帯の住所、世帯主の氏名、生年月日及び性別並びに世帯員全員の生年月日及び性別</p> <p>2 外国人登録原票から無作為で抽出した者の住所、氏名、生年月日、性別及び国籍</p>
提 供 先	奈良県
利用の目的等	<p>京阪神都市圏が目指すべき将来像や、今後の都市交通体系の在り方について検討を行うために設立された京阪神都市圏交通計画協議会が、都市交通体系の基本指針を提案するための基礎データを得るために行う「平成12年度 第4回京阪神都市圏パーソントリップ調査」について、同協議会の構成員である奈良県が同県下に係る調査を実施することを目的としている。</p> <p>当該調査は、交通の主体である「人（パーソン）の動き（トリップ）」について、「どのような人が、どこからどこへ、どのような目的・交通手段で、いつ動いたか」を把握するために、昭和45年から10年ごとに総務庁の承認統計調査として実施されており、調査対象区域（京阪神都市圏）内に居住する日本人の世帯（住民基本台帳）及び外国人（外国人登録原票）のおおむね4%を無作為に抽出し、このうちの5歳以上の者を調査対象とするものである。</p>
所 管 課	都市整備部 都市計画課